

令和2年10月1日
三重県警察会計担当官

契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらから連絡させていただく場合があります。

3 取扱開始日等

本取扱いは、令和2年10月1日以降の調達案件から運用を開始し、当該書類の提出先が、

「支出負担行為担当官 三重県警察会計担当官」

「官署支出官 三重県警察会計担当官」

「契約担当官 三重県警察会計担当官」

である場合に限ります。

問い合わせは、次の連絡先にお願いします。

本件に関する連絡先

三重県警察本部警務部会計課

出納係・用度係・管財係・営繕係

電話：059-222-0110（代表）